県　章

群馬県報

平成２９年
２月２１日(火)
第９４７７号

■　目　　次

ページ

告　　示

○保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）　2
○道路の区域変更（道路管理課）　2
○道路の供用開始（同）　3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計課）　3

公　　告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）　3
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）　4
○都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課）　5

落　　札

○落札者等の決定（教育委員会管理課）　5

正　　誤

○平成２７年５月２２日群馬県告示第１６０号（会計課）　6
○平成２８年１２月２２日付け群馬県企業管理規程（企業局総務課）　6

■　告　　示

◎群馬県告示第５３号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３において準用する同法第２９条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

１(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

２(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、渋川市（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第５４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

道路の種　類	路線名	区　　間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延　長メートル
県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字下沢渡字菅田１０５３番の１地先から同郡同町大字同字同１０７２番の２地先まで	前	１１．１～１３．２	２９．２
			後	１１．１～１５．０	２９．２

◎群馬県告示第５５号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字下沢渡字古界戸９９５番の１地先から同郡同町大字同字八尺１１７５番地先まで	平成２９年２月２１日

◎群馬県告示第５６号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成３年群馬県告示第３５５号）の一部を次のように改正し、平成２９年１月２５日から適用する。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

「桐生民主商工会　みどり市笠懸町阿左美２６８３―１７」を「東毛民主商工会　みどり市笠懸町阿左美２６８３―１７」に改める。

■　公　　告

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第１項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　申請のあった年月日　平成２９年２月６日

２　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人市民立ぐんまＮＰＯセンター

３　代表者の氏名　草場史子

４　主たる事務所の所在地　前橋市元総社町一丁目５番１号富田マンション１０７

５　定款に記載された目的　この法人は、特定非営利活動法人（以下、「ＮＰＯ法人」とする。）支援人材育成をとおして、ＮＰＯ法人支援に関する事業を行い、ＮＰＯ法人の基盤強化と社会的信頼獲得と発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１６項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第１７項の規定により公告する。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

土地改良区名	理事監事の別	区　分	役　員　氏　名	住　　所
佐波新田用水	理　事	再　任	真下俊雄	伊勢崎市境伊与久１３０１番地２
	同	同	髙木敏雄	同　境木島２０２番地１
	同	同	室田一徳	同　境三ツ木２３３番地７
	同	新　任	津久井勲	同　日乃出町１２２０番地
	同	同	福島嘉彦	同　境上矢島２８７番地
	同	同	新井栄一	同　境伊与久６４１番地２
	同	同	石井幸雄	同　同　２７２７番地
	同	同	市川忠男	同　境下渕名２５４４番地１
	同	同	池田文雄	同　境上武士２４４番地
	同	同	川田芳邦	同　境下武士８９７番地５
	同	同	楢原雄一	太田市世良田町４５７番地４
	同	同	籠崎栄一	同　同　１１０１番地１
	同	同	富宇加敏充	同　粕川町４３９番地
	同	退　任	木村邑吉	伊勢崎市上諏訪町１６４４番地２
	同	同	茂木益雄	同　境西今井３２１番地
	同	同	大谷愛治	同　境伊与久７８７番地３
	同	同	小林正隆	同　同　２６４９番地
	同	同	生形一雄	同　境下渕名１８３２番地

	同	同	池田幸男	同　境上武士７１４番地１
	同	同	井上大吉	同　境下武士１０５１番地
	同	同	正田晴蔵	太田市世良田町１２４８番地
	同	同	山岸剛	同　同　３１６７番地１
	同	同	相澤孝一	同　出塚町７１番地１
	監　事	新　任	岡崎勤	伊勢崎市境百々９９番地１
	同	同	茂木益雄	同　境西今井３２１番地
	同	同	高橋芳樹	太田市世良田町１４２１番地
	同	退　任	小谷原達夫	伊勢崎市境上矢島４９９番地
	同	同	小暮幸男	同　境木島４７６番地
	同	同	大竹完次	太田市世良田町９８６番地１

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により、渋川都市計画下水道（伊香保公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成２９年２月２１日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　都市計画の種類及び名称　渋川都市計画下水道　伊香保公共下水道

２　都市計画の変更年月日　平成２９年１月１８日

３　縦覧場所　群馬県県土整備部下水環境課及び渋川市水道部下水道課

■　落　　札

次のとおり落札者を決定した。

平成２９年２月２１日

群馬県教育委員会教育長　笠　原　　寛

１　落札に係る購入等件名及び数量　群馬県総合教育センター及び群馬県立学校で使用する電気　年間予定使用電力量　１９，５４０，０８５ｋＷｈ

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　群馬県教育委員会事務局管理課　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

３　落札者を決定した日　平成２９年２月３日

４　落札者の名称及び所在地　東京電力エナジーパートナー株式会社　東京都千代田区内幸町一丁目１番３号

５　落札金額　３７３，５２９，６９１円

６　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

７　入札公告をした日　平成２８年１２月２０日

■　正　　誤

○告示正誤

平成２７年５月２２日群馬県告示第１６０号（一般証紙の売りさばき人の指定の告示の一部改正）

発行番号	ページ	行	誤	正
第９３００号	5	１１	笠懸町阿佐美	笠懸町阿左美

○企業管理規程正誤

平成２８年１２月２２日付け群馬県企業管理規程（群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外（第５号）	２２	上欄	２２	群馬県企業管理規程第十一号	群馬県企業管理規程第十三号

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111